



KPMG Insight

KPMG Newsletter

Vol. 17

March 2016

会計トピック①

会計基準情報 (2015. 12 - 2016. 1)

kpmg.com/jp



会計基準情報 (2015.12 - 2016.1)

有限責任 あずさ監査法人

本稿は、あずさ監査法人のウェブサイト上に掲載している会計基準Digestのうち、2015年12月分と、2016年1月分の記事を再掲載したものである。会計基準Digestは、日本基準、修正国際基準、IFRS及び米国基準の主な最新動向を簡潔に紹介するニュースレターである。会計基準Digestの本文については、あずさ監査法人のウェブサイトの会計基準Digest 2015/12、会計基準Digest 2016/1を参照のこと。
www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/news/accounting-digest/pages/default.aspx

I. 日本基準

法令等の改正

該当なし

会計基準等の公表（企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会（JICPA））

【最終基準】

ASBJ、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」を公表

企業会計基準委員会（ASBJ）より、公開草案を経て、平成27年12月28日に、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「本適用指針」という）が公表された。

我が国における税効果会計に関する会計基準には、「税効果会計に係る会計基準」があり、また、これを受けて日本公認会計士協会（JICPA）から公表されている会計上の実務指針及び監査上の実務指針があるが、ASBJでは、このうちJICPAから公表されている実務指針をASBJに移管するための審議を行っていた。

今般公表された、本適用指針は、主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、基本的にその内容を引き

継いだうえで、必要と考えられる点について見直しが行われている。

本適用指針は、平成28年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。ただし、平成28年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる。

なお、本適用指針についての詳細は、本誌会計②「企業会計基準適用指針第26号『繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針』及び企業会計基準適用指針公開草案第55号『税効果会計に適用する税率に関する適用指針（案）』の概要」も参照のこと。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ 会計・監査ニュースフラッシュ

【公開草案】

ASBJ、企業会計基準適用指針公開草案第55号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針（案）」を公表

ASBJは、平成27年12月10日に、企業会計基準適用指針公開草案第55号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針（案）」を公表した。

ASBJでは、平成27年5月に企業会計基準適用指針公開草案第54号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」を公表後、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針のうち回収可能性適用指針に含まれなかったものについ

て、ASBJに移管するための審議を行っている。このうち、税効果会計に適用する税率の取扱いについては、実務上の課題があるため、他に先行して適用指針の開発が行われたものである。

コメントの締切りは平成28年2月10日である。

なお、本公開草案についての詳細は、本誌会計②「企業会計基準適用指針第26号『繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針』及び企業会計基準適用指針公開草案第55号『税効果会計に適用する税率に関する適用指針（案）』の概要」も参照のこと。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ 会計・監査ニュースフラッシュ

日本基準についての詳細な情報、過去情報は、

■ あずさ監査法人のウェブサイト(日本基準)へ

II. 修正国際基準

会計基準等の公表（企業会計基準委員会（ASBJ））

【最終基準】

該当なし。

【公開草案】

該当なし。

修正国際基準の設定を巡る動向

ASBJは、企業会計審議会が公表した「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（2013年6月）の記載に基づき、2013年7月に「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」（以下「作業部会」という）を設置し、国際会計基準審議会（IASB）が公表する個々の会計基準及び解釈指針（以下「会計基準等」という）に関するエンドースメント手続を実施している。

2012年までにIASBにより公表された会計基準等のエンドースメント手続を踏まえて、ASBJは、2015年6月30日に「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」を公表した。

2016年1月26日に第25回作業部会が開催された。この作業部会では、2013年中にIASBにより公表された会計基準等のエンドースメント手続に関する検討が行われた。

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は、

■ あずさ監査法人のウェブサイト(修正国際基準)へ

III. IFRS

会計基準等の公表（IASB、IFRS 解釈指針委員会）

【最終基準】

（1）会計基準「IFRS第10号及びIAS第28号の改訂の発効日」の公表

（2015年12月17日 IASB）

本会計基準は、2014年9月に公表された会計基準「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出（IFRS第10号及びIAS第28号の改訂）」（以下「2014年9月改訂」）の発効日を、期間を定めずに延期することを規定している。

IASBは、発効日を延期する主な理由として、現在進行中である持分法の会計処理に関するリサーチ・プロジェクトの結果を踏まえて行われる可能性のあるIAS第28号の改訂と2014年9月改訂の発効日を一致させることを挙げている。

なお、2014年9月改訂の早期適用は、引き続き認められる。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ IFRSニュースフラッシュ（2015年12月18日発行）

（2）会計基準「IFRS第16号『リース』」の公表

（2016年1月13日 IASB）

本会計基準は、IASBと米国財務会計基準審議会（FASB）の共同プロジェクトとして行われた、リース会計の見直しを受けて公表された。現行のリース会計については、リース取引の本質を忠実に表現していないリース取引がもたらす権利・義務が、オペレーティング・リースでは資産・負債として認識されていない、といった点に批判があった。本会計基準は、こうした問題点への対処を図ったものである。なお、米国基準（2016年第1四半期完了の見込）とは、借手の会計処理を中心に一部重要な差異が生じる見込みである。

本会計基準の概要は、以下のとおりである。

- リースの定義に関する考え方に、支配の概念を導入する。
- リースの借手は、短期リース及び少額資産のリースに関する認識の例外規定を適用する場合を除き、すべてのリースについて、リース負債の発生を伴う使用权資産の取得として会計処

理する。

- リースの借手は、リース開始日において、使用権資産とリース負債を財政状態計算書で認識する。その後、使用権資産の減価償却とリース料の支払いによるリース負債の返済処理を通じて、包括利益計算書において使用権資産の減価償却費とリース負債からの利息費用を認識する。
- リースの貸手の会計処理については、現行基準(IAS第17号「リース」)の会計処理をほぼ踏襲する。

本会計基準は、2019年1月1日以後に開始する事業年度から適用される。また、早期適用はIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用している場合に限り認められる。

本会計基準の適用は、原則として遡及適用される。しかしながら、移行を容易にするための簡便法が認められている。すなわち、適用開始日(本会計基準を最初に適用する会計期間の期首)において存在する契約がリースに該当するか否かについては、現行基準による判断を引き継ぐことができる。また、借手は、適用開始日の資本に累積的影響額を反映させるアプローチ(修正遡及アプローチ)が認められている。累積的影響額の算定に際しては複数の簡便的方法を取ることが認められるが、いずれにおいても、比較年度についての修正再表示は禁止される。

なお、本会計基準が経営に及ぼす影響は、本誌経営⑤「IFRS新リース会計基準が経営に及ぼす影響の考察」も参照のこと。また、本会計基準の詳細は次号解説を予定している。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ IFRSニュースフラッシュ (2016年1月18日発行)

(3) 会計基準「未実現損失に関する繰延税金資産の認識(IAS第12号の改訂)」の公表

(2016年1月19日 IASB)

本会計基準は、繰延税金資産の認識の判断における将来減算一時差異の利用の対象となる将来の課税所得の範囲を明確にすることを目的として公表された。これはIAS第12号に繰延税金資産の回収可能性に関する詳細な指針が定められておらず、特に、満期まで保有することが予定される、公正価値で測定される負債性金融商品の未実現損失に係る繰延税金資産の認識に関する解釈にばらつきが存在していたことから、これに対応したものである。

本会計基準は、以下の事項について明確にした。

- 繰延税金資産の認識において予想される、将来減算一時差異の利用の対象となる課税所得に、既存の将来減算一時差異の解消に係る損金算入の影響を含めない。したがって、納税申告における課税所得の予想と将来減算一時差異の利用

対象となる将来の課税所得との間には、将来減算一時差異の解消分だけ差異が存在することとなる。

- 満期時に元本が返済される、毎年利息が支払われ、公正価値で測定される固定利付債券(税務基準額は取得価額)の未実現損失は、将来減算一時差異を生じさせる。
- 将来減算一時差異の利用の判断は、個別に行わず、他の将来減算一時差異とあわせて行う。ただし、将来減算一時差異の利用が限定されている場合には、その範囲内で行う。
- 帳簿価額を超えて回収する可能性が十分な証拠により裏付けられる場合、将来減算一時差異の利用の対象となる課税所得の予想に、帳簿価額を超えて回収することが可能と予想される金額を含める。

本会計基準は、2017年1月1日以降に開始する事業年度から遡及適用される。また、早期適用は認められる。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ IFRSニュースフラッシュ (2016年1月22日発行)

(4) 会計基準「会計イニシアティブ(IAS第7号の改訂)」の公表

(2016年1月29日 IASB)

本会計基準は、「財務報告に関する概念フレームワーク」の改訂の一環として検討されている表示及び開示に係る作業を補完するために発足した開示イニシアティブのプロジェクトの成果の1つとして公表されたものである。

本会計基準の概要は、以下のとおりである。

- 本会計基準は、財務活動に係る負債の変動に適用される。財務活動に係る負債とは、その項目から発生するキャッシュフローが、キャッシュフロー計算書上、財務活動として分類された、または将来的に分類される負債をいう。
- 財務活動に係る負債のほか、金融資産から生じるキャッシュフローを財務活動として分類した、または将来的に分類する場合(例えば、財務活動に係る負債をヘッジするために金融資産を保有しているケース)には、その金融資産の変動にも適用される。
- 財務活動に係る負債の変動(キャッシュフローから生じる変動及び非資金の変動を含む)を財務諸表の利用者が評価できるようにするための開示が求められる。
- 上記の開示規定を満たす方法の1つとして、財務活動に係る負債についての財政状態計算書上の期首残高から期末残高への調整表の開示が、例示されている。

本会計基準は、2017年1月1日以降に開始する事業年度から適

用される。また、早期適用は認められる。なお、本会計基準を最初に適用する際の比較情報については、本会計基準に従った開示は要求されない。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ IFRSニュースフラッシュ (2016年2月3日発行)

【公開草案】

公開草案 (ED/2015/11)「IFRS第9号『金融商品』とIFRS第4号『保険契約』の適用 (IFRS第4号の改訂案)」の公表
(2015年12月9日 IASB)

本公開草案は、IFRS第9号の適用日と新しい保険契約に関する会計基準の適用日が異なることに対する市場関係者の懸念に対処するために公表された。

本公開草案は、現行IFRS第4号を改訂し、以下の規定を導入することを提案している。

1. その主要な活動がIFRS第4号の適用範囲に含まれる契約を発行することである企業に対し、IFRS第9号の適用を一時的に免除する (IFRS第9号の一時的な適用免除)。ただし本規定は2021年1月1日より前に開始する年次報告期間についてのみ有効である。
2. IFRS第4号の適用範囲に含まれる契約を発行する企業に対し、適格金融資産から生じる収益又は費用の一部を当期純利益からその他の包括利益に振り替えることを認める (上書き (overlay) アプローチ)。

ただし、IFRS初度適用企業に対しては、上記のIFRS第9号の一時的な適用免除及び上書きアプローチのいずれの使用も禁止することを提案している。

IFRS第9号の一次的な適用免除については2018年1月1日以降開始する年次報告期間、上書きアプローチについてはIFRS第9号を最初に適用する期からとすることが提案されている。

コメントの締切りは2016年2月8日である。

なお、本公開草案についての詳細は、本誌会計⑥「IASB公開草案「IFRS第9号『金融商品』とIFRS第4号『保険契約』の適用 (IFRS第4号の改訂案)」の概要」も参照のこと。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ IFRSニュースフラッシュ (2015年12月15日発行)

IFRSについての詳細な情報、過去情報は、

■ あずさ監査法人のウェブサイト (IFRS) へ

IV. 米国基準

会計基準等の公表 (米国財務会計基準審議会 (FASB))

【最終基準 (会計基準更新書 (Accounting Standards Updates, ASU))】

ASU第2016-01号「金融資産及び金融負債の認識並びに測定」

(2016年1月5日 FASB)

本ASUは、企業が保有する持分投資及び公正価値オプションを適用する金融負債について、認識と測定に関する取扱いを変更するものである。

- 持分投資は純損益を通じて公正価値で測定する。ただし容易に公正価値が算定できないものについては、公正価値に代わり、類似商品に関して観察可能な価格の変動を加減して減損損失を控除した原価で測定することを選択することもできる。
- 上述の選択を行う容易に公正価値が算定できない持分投資について、減損判定を簡素化する。減損の判定は減損の兆候の有無を定性的に評価することによって行い、減損の兆候がある場合に公正価値測定が要求される。
- 公正価値オプションを適用する金融負債については、その公正価値変動のうち、商品固有の信用リスクに起因する部分はその他の包括利益に計上する。
- 売却可能負債証券に係る繰延税金資産の評価性引当金の必要性を、企業のその他の繰延税金資産とまとめて評価しなければいけない旨を明確化する。

公開営利企業の場合、本ASUは2017年12月16日以降開始する事業年度及びその期中期間から適用される。

なお、本会計基準についての詳細は、本誌会計⑤「FASBの最終基準書『金融資産と金融負債の認識及び測定』の概要」も参照のこと。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ Defining Issues 16-01 (2016年1月6日発行)

【公開草案（会計基準更新書案（ASU 案））】

(1) ASU案「公正価値測定：開示フレームワークに基づく、公正価値測定に関する開示要求事項の変更」 (2015年12月3日 FASB)

本ASU案は、財務諸表注記における開示の有効性の改善に取り組む開示フレームワークプロジェクトの一環で公表されたものである。2014年3月に公表された財務会計概念書（案）「財務報告に関する概念フレームワーク－第8章『財務諸表の注記』」に基づき分析を行った結果、公正価値測定に関して要求される開示事項につき変更を提案するものである。改訂の適用日は、公開草案に対するコメントを踏まえて決定する予定である。

コメントの締切りは2016年2月29日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ あずさ監査法人はこのASU案に関するDefining Issuesを近日中に公表する予定である。

(2) ASU案「報酬～退職給付：純年金費用及び純退職後給付費用の表示の改善」 (2016年1月26日 FASB)

本ASU案は、現行規定において純額ベースで表示されている純年金費用及び純退職後給付費用につき、これらを勤務費用要素とそれ以外の費用の要素に区分表示することを提案するものである。勤務費用要素は他の人件費と同じ項目に表示し、勤務費用以外の要素は営業外損益に表示する。また、純年金費用のうち勤務費用要素のみ資産化が適格であることを明示する。改訂の適用日は、公開草案に対するコメントを踏まえて決定する予定である。

コメントの締切りは2016年4月25日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ あずさ監査法人はこのASU案に関するDefining Issuesを近日中に公表する予定である。

(3) ASU案「報酬～退職給付：確定給付制度に係る開示要求事項の変更」 (2016年1月26日 FASB)

本ASU案は、財務諸表注記における開示の有効性の改善に取り組む開示フレームワークプロジェクトの一環で公表されたものである。2015年12月に公表されたASU案「公正価値測定：開示フレームワークに基づく、公正価値測定に関する開示要求事項の変更」に引き続き、今回は確定給付制度に関する開示事

項を対象に見直しを行い、変更を提案している。改訂の適用日は、公開草案に対するコメントを踏まえて決定する予定である。

コメントの締切りは2016年4月25日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ あずさ監査法人はこのASU案に関するDefining Issuesを近日中に公表する予定である。

(4) ASU案「キャッシュフロー計算書～特定の現金受取額及び現金支払額の分類」 (2016年1月29日 FASB)

本ASU案は、キャッシュフロー計算書上のどの活動に分類表示すべきかが明らかでないと思われる項目8つを取り上げ、実務上の取扱いが多様化している実態に対処を図るために、それぞれの項目の取扱いを提案するものである。改訂の適用日は、公開草案に対するコメントを踏まえて決定する予定である。

コメントの締切りは2016年3月29日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ あずさ監査法人はこのASU案に関するDefining Issuesを近日中に公表する予定である。

米国基準についての詳細な情報、過去情報は、

■ あずさ監査法人のウェブサイト(米国基準)へ

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
TEL: 03-3548-5112（代表電話）
azsa-accounting@jp.kpmg.com
担当：引数林 嗣伸

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.